

生坂村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引越費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、生坂村補助金等交付規則(昭和51年規則第4号)に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、婚姻を機に村内で新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用含む。)、共益費及び仲介手数料(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあっては、その全額、賃料については勤務先から住居手当が支給されている場合にあっては、住居手当分に相当する費用を除く。)をいう。
- (3) 引越費用 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、婚姻を機に村内に引越しをする際に要した費用のうち、運輸支局長に対し貨物軽自動車運輸事業の届出をした者又は一般自動車貨物運輸事業について運輸局長の許可を受けた者への支払いをいう。
- (4) リフォーム費用 住宅の増改築等に係る工事費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得額(所得証明書をもとに、前年又は前々年度の夫婦の所得を合算した金額をいう。)が400万円未満であること。ただし、次の場合にあってはそれぞれ記載する計算方法により算出して得た額が400万円未満であること。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合にあっては、その者については所得はなしとして、世帯の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から

貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

- (3) 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が当該住居の住所になっていること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 夫婦共に村税等に滞納がないこと。
- (6) 夫婦の双方が生坂村暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額を対象とし、1世帯当たり婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の世帯へ60万円、夫婦共に年齢が30歳以上39歳以下の世帯へは30万円を上限に予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生坂村結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 離職票又は退職証明書の写し（離職した場合）
- (4) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (5) 村税の納税証明書
- (6) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (7) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (10) リフォームに係る工事請負契約書及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）
- (11) その他、村長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、生坂村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに生坂村結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。